

高 齢 者 の 権 利 を 守 り ま す !

＜高齢者虐待に関する通報・相談窓口＞

士別市高齢者福祉課内 地域包括支援センター	士別市東6条4丁目	電話 26-7754
士別市高齢者福祉課高齢者係		電話 26-7749

平成 18 年 4 月から「高齢者虐待防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）」が施行となりました。高齢者の生命または身体に重大な危険が生じている虐待を発見した場合は、市町村に通報する義務があります。虐待に関する通報・相談等は上記の窓口で受けております。

＜成年後見制度 利用支援事業 相談窓口＞

士別市高齢者福祉課内 地域包括支援センター	士別市東6条4丁目	電話 26-7754
士別市高齢者福祉課高齢者係		電話 26-7749
士別地域成年後見センター	士別市東5条3丁目 サポートセンターしべつ内	電話 26-7500

判断能力が不十分な方々は、財産の管理や福祉サービスの利用契約、遺産分割など法律行為を自分で行う事が困難だと考えられます。

そこで、成年後見制度では、契約を本人に代わって行ったり（代理権）、本人が誤った判断で契約をした場合は、その契約を取り消す事ができる（同意見・取消権）などの権限を家庭裁判所が選任した成年後見人等と与え、本人の生活状況に応じた保護や支援を行う制度です。

身寄りがなかったり、虐待を受けている場合は、本人などに代わって市長が申し立てることができます。その際の費用などについては、本人などの負担能力に応じて市で助成します。

成年後見制度の相談等は上記の窓口で受けております。

＜日常生活自立支援事業 相談窓口＞

士別地域成年後見センター	士別市東5条3丁目 サポートセンターしべつ内	電話 26-7500
--------------	---------------------------	------------

認知症や知的障害、精神障害者などの判断能力が十分でない方々が、自立した地域生活を送れるよう、福祉サービス利用支援（相談、手続きなど）日常的な金銭管理、通帳・証書等の預かりなどの援助を提供します。

実施主体は北海道社会福祉協議会・北海道地域福祉生活支援センターです。相談は士別市社会福祉協議会が窓口になっています。

＜士別市 SOS ネットワーク 相談窓口＞

士別警察署 生活安全課	士別市東5条5丁目	電話 23-0110
士別市高齢者福祉課内 地域包括支援センター	士別市東6条4丁目	電話 26-7754
士別市保健福祉センター	士別市東11条4丁目	電話 22-2400
士別市社会福祉協議会	士別市東5条3丁目	電話 22-3012

お年寄りになると、記憶力・判断力が低下し、道を間違えたり自分の家がわからなくなることがあります。特に認知症になると家を出てから自分がどこにいるのかわからなくなり、行方不明となってしまうこともあります。

この SOS ネットワークは、警察・消防・ハイヤー協会・市町村等の関係機関や団体が協力して、行方不明になったお年寄りをすみやかに発見し、無事保護するとともに、各種相談や必要な保健福祉サービスの情報提供を行うものです。

★ お年寄りの行方が分からなくなった場合、すぐに 110 番又は士別警察署へ電話で通報してください。通報する際には別紙の電話連絡表の項目順にお伝えください。時間がたつにつれ行動範囲が広がり探しづらくなります。

○ 110 番通報
または、○ 士別警察署 23-0110